

28 建第 2066 号
平成 29 年 3 月 9 日

(公社) 愛媛県建築士会会長
(一社) 愛媛県建築士事務所協会会長 様

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課長



建築基準法第 6 条第 1 項第四号建築物(同法第 6 条の 4 第 1 項第三号に基づく建築士の設計によるもの)のうち、木造建築物における柱頭・柱脚金物の選定について

平素より、本県の建築行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、木造建築物における構造耐力上主要な部分である継手又は仕口については、建築基準法施行令第 47 条の規定に基づき、国が定める構造方法等(平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1460 号)により、その部分の存在応力を伝えるように緊結しなければならないとされております。

しかしながら、建築基準法第 6 条の 4 第 1 項、建築基準法施行令第 10 条の規定に基づき、同法第 6 条第 1 項第四号に掲げる建築物において、建築基準法施行令第 47 条は、建築確認申請における審査項目から除外されているため、柱頭・柱脚金物の選定は、設計者に委ねられているのが実情です。

この度、県内の公共工事において、建築基準法第 6 条第 1 項第四号建築物(同法第 6 条の 4 第 1 項第三号に基づく建築士の設計によるもの)のうち、木造建築物の柱頭・柱脚金物の耐力が、水平力が生じた場合に当該軸組に発生する引抜力よりも小さく、建築基準法施行令第 47 条に適合しない事象が発生しました。

構造耐力上主要な部分である継手又は仕口については、建築基準法施行令第 47 条の規定に基づき、国が定める構造方法(平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1460 号)による必要があります。当該案件は、軸組の一部に特殊な高倍率のパネルを使用していたため、同告示の表 1、2 から単純に金物を選定することはできず、水平力が生じた場合に当該パネル部分に発生する引抜力を別途計算(N 値計算等)により算出し、その引抜力に耐えうる柱頭・柱脚金物を適切に選定する必要がありますが、同告示の表 1、2 から金物を選定していたため、当該パネルを構成する軸組の柱頭・柱脚金物の耐力が、水平力が生じた場合に当該パネル部分に発生する引抜力よりも小さくなり、建築基準法施行令第 47 条に抵触したものです。

つきましては、建築基準法第 6 条第 1 項第四号建築物(同法第 6 条の 4 第 1 項第三号に基づく建築士の設計によるもの)の設計において、今後、このようなことが起らないよう、貴会員の建築士及び建築士事務所に対し、周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

愛媛県土木部道路都市局

建築住宅課 建築指導係

担当：青木

TEL：089-912-2757

FAX：089-941-0326